

大谷ロー丁目周辺地区

不燃化特区

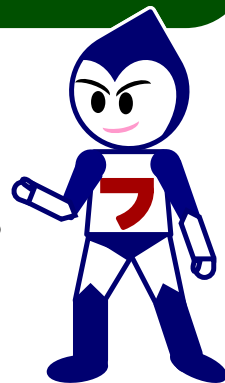
返
版

令和3年2月

第26号

発行：板橋区 都市整備部 市街地整備課 密集地域整備グループ

不燃化特区事業による建替え等への**助成期間を**
令和7年度末(2026年3月)まで延長する予定です。



不燃化特区事業の事業期間は、当初令和2年度(2021年3月)までの予定でしたが、令和7年度(2026年3月)まで延長する予定となりました。

つきましては、事業期間延長をお知らせするため、これまで「建て替え等の予定はない」、「連絡は不要」とのお返事をいただいた方にもご案内しています。

建替え等について関心のある方は、この機会にぜひご検討ください。

不燃化特区事業 助成事業の特長

- 建替えの予定がなくても、対象建物を「**除却**」するだけでも**助成**が受けられます。
- 建替えはもちろん、更地の期間でも**5年間固定資産税や都市計画税が減免**されます。

※そのほか、助成事業の概要は裏面をご覧ください。

事業進捗説明会・建替え相談会の開催を延期しています。

今年度は、新型コロナウイルス感染症の流行により、これまで定期的に行っていた「事業進捗説明会」および「建替え相談会」が予定通り実施できない状況にあります。

不燃化特区事業を活用した建替え等へのご質問やご相談のある方は、直接ご連絡ください。ご相談の上、可能な方法でご対応させていただきます。

連絡先は、裏面「お問い合わせ先」に記載しています。

このご案内は、建物登記簿や個別ヒアリング等での情報に基づき、助成事業の対象となると想定される方にお送りしています。(※助成が確定しているわけではありません)

不燃化特区 助成制度

助成内容

- 除却費（最大150万円）※除却だけでも助成対象です
- 設計費（最大100万円）
- 建物除却後管理柵を設置する費用（最大25万円）
- 工事費（最大150万円）※主要生活道路沿道のみ対象

除却助成の対象建物

助成対象となるのは、以下の①～③を全て満たしている建築物です。

- ①：主要構造部が木造のもの
- ②：耐火建築物、準耐火建築物（簡易耐火建築物を含む）以外のもの
- ③：耐用年限（木造住宅22年）の2/3を経過したもの

契約前に申請が必要です。

ご注意ください

●設計や工事の**契約前に申請が必要**です。
契約後では、申請を受け付けられません。

●助成の予算は、年度ごとに決まっています。**予算の執行状況によりご希望の年度で助成できない場合もあります**ので、早めにご相談ください。



建替えを検討中の方

除却のみを検討中の方

検討中の方は、まずは早めにご相談ください。

助成金交付決定までには、申請後、いくつかの手続きとそのための時間が必要です。ギリギリの申請では間に合わない場合がありますので、まずは一度ご相談ください。

不燃化特区事業についてのお問合せ先

板橋区 都市整備部市街地整備課密集地域整備グループ
〒173-8501 東京都 板橋区 板橋二丁目66番1号
電話：03-3579-2572 F A X：03-3579-5437
E-mail：t-mchiiki@city.itabashi.tokyo.jp

